

議案第52号

財産の無償貸付について(追認)

下記の財産を無償貸付したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

1 貸付する財産の表示

種 類	建物
名 称	旧俵津歯科診療所
所 在	西予市明浜町俵津3番耕地228番地
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
貸付面積	128.98平方メートル
付属する設備・備品	一式

2 貸付期間 令和4年8月1日から令和6年7月31日まで

3 貸付目的 歯科診療所施設として利用

4 無償貸付の相手方 西予市野村町野村12号476番地
米田 壮吾

提案理由

西予市明浜町における地域歯科医療の確保のため、歯科診療所施設の用に供することを目的として、旧俵津歯科診療所を無償貸付するものである。